令和3年毎月勤労統計調査特別調査結果の概要 埼玉県

この調査は、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査」を補完することを目的に、令和3年7月31日現在、1~4人の常用労働者を雇用する事業所のうち、厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する事業所について調査を行いました。

1賃金

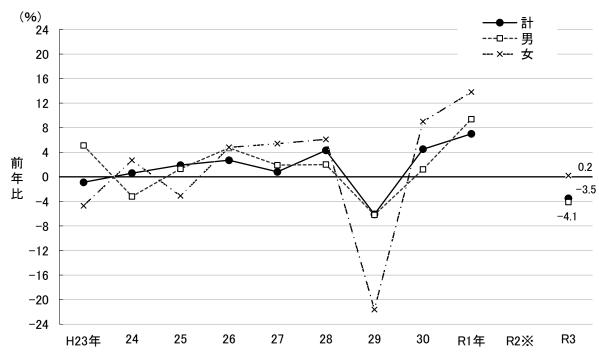
(1) きまって支給する現金給与額

令和3年7月分の小規模事業所(常用労働者1~4人の事業所、以下同じ)の1人平均月間きまって支給する現金給与額は、209,064円(2年前比3.5%減)となりました。

男女別では、男は285,094円(2年前比4.1%減)、女は150,349円(2年前比0.2%増)でした。

主な産業についてみると、製造業は237,095円、卸売業,小売業は204,762円、医療,福祉は220,357円でした。

また、きまって支給する現金給与額の事業所規模間の格差についてみると、小規模事業所の給与水準は、事業所規模5人以上を100とした場合は85.4、規模5~29人を100とした場合は90.8、規模30人以上を100とした場合は81.7でした。



きまって支給する現金給与額の前年比の推移

※令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の 結果によると、事業所規模1~4人のきまって支給する現金給与額は221,829 円となっている。

	きまって支給する現金給与額(円)				小規模事業所の水準		
	1~4人	5人以上	5~29人	30人以上	5人以上=100	5~29人=100	30人以上=100
計	209,064	244,833	230,249	255,936	85.4	90.8	81.7
男	285,094	312,755	294,854	326,952	91.2	96.7	87.2
女	150,349	177,031	162,689	187,512	84.9	92.4	80.2

小規模事業所の給与水準比較

注) 事業所規模5人以上、5~29人、30人以上の数値は、「毎月勤労統計調査地方調査」(令和3年7月分) の結果です。

(2) 特別に支払われた現金給与額 (勤続1年以上の常用労働者について集計)

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの過去1年間に特別に支払われた現金給与額は、227,688円(2年前比19.5%増)、きまって支給する現金給与額に対する割合は、1.09か月分(2年前差0.21か月分増)となりました。

男女別では、男は305,723円(2年前比22.8%増)、女は165,627円(同17.2%増)でした。

2 出勤日数

令和3年7月の1人平均月間出勤日数は、18.7日(2年前差0.4日減)となりました。 男女別では、男が20.7日(2年前差0.6日減)、女は17.2日(2年前と同水準)でした。

3 労働時間

0

H23年

24

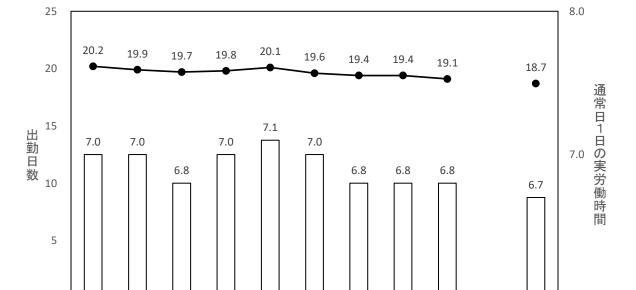
25

26

27

□1日の実労働時間

令和3年7月の1人平均通常日1日の実労働時間は、6.7時間(2年前差0.1時間減)となりました。 男女別では、男が7.5時間(2年前と同水準)、女は6.1時間(2年前差0.2時間減)でした。



出勤日数及び通常1日の実労働時間の推移

※令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1~4人の出勤日数は19.1日、通常日1日の実労働時間は7.0時間となっている。

28

29

30

━━出勤日数(月間)

6.0

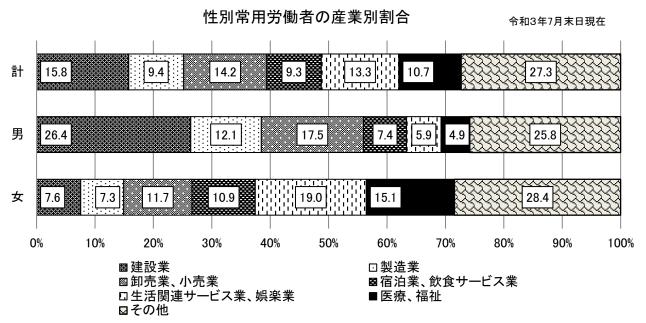
R3

R2×

R1年

4 雇用

常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、建設業が15.8%と最も多く、次いで卸売業,小売業が14.2%、生活関連サービス業,娯楽業13.3%、医療,福祉が10.7%、製造業が9.4%、宿泊業,飲食サービス業が9.3%となりました。



注: 「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。

性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合 (事業所規模1~4人)

令和3年7月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者 の割合 ²⁾
	%	%	%	%
調査産業計	100.0	100.0	100.0	56.4
建設業	15.8	26.4	7.6	27.1
製 造 業	9.4	12.1	7.3	44.1
卸売業,小売業	14.2	17.5	11.7	46.4
宿泊業、飲食サービス業	9.3	7.4	10.9	65.6
生活関連サービス業、娯楽業	13.3	5.9	19.0	80.6
医療 , 福祉	10.7	4.9	15.1	79.9
そ の 他 1)	27.3	25.8	28.4	58.8

注: 1)「その他」とは、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「教育,学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。

2)「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

5 利用上の注意

この調査結果は、厚生労働省が集計及び公表しているものから、本県分を中心に取りまとめたものです。